

議案第1号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成20年7月16日

沖縄県教育委員会

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則
沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

沖縄県立 中部商業高等学校	宜野湾市字我如古		全日制	三年	商業科 情報会計科 国際流通科 生涯スポーツ科
------------------	----------	--	-----	----	----------------------------------

を

沖縄県立 中部商業高等学校	宜野湾市字我如古		全日制	三年	総合ビジネス科 情報ビジネス科 国際ビジネス科 生涯スポーツ科
------------------	----------	--	-----	----	--

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 沖縄県立中部商業高等学校の商業科、情報会計科及び国際流通科は、この規則による改正後の沖縄県立高等学校管理規則別表の規定にかかわらず、平成23年3月31日までの間、なお存続するものとする。

規則案の概要説明

県立学校教育課

1 改正の経緯及び必要性

学習指導要領では、商業教育の目標について、新たに「ビジネス教育の視点を明確にする」と示し、商業教育を幅広くビジネス教育と捉え、生徒が将来かかわるビジネスの基礎・基本の能力の育成を目標に、学習を進めることが大切であるとしている。

これからの中等商業教育においては、経済の国際化・情報化・サービス化の急速な進展に対応した人材を育成するため、流通ビジネス分野、国際経済分野、簿記会計分野、経営情報分野を教育目標及び生徒の実態に応じて適切に履修させる教育課程を編成する必要がある。

中部商業高等学校では、平成元年に現在の学科に改編して20年が経過しており、当時の学科名や教育課程は、現在の変化の激しい経済情勢や多様化する生徒のニーズに対応しているとは言い難く、時代に沿った学科名や学科づくりを研究してきた。

また、現行商業新学習指導要領においても、「商業」から「ビジネス」へ改められるなど、ビジネスという用語は、従来の商業でカバーできないITやグローバリゼーション、ファイナンス、起業など、より幅広い経済活動を包括し、時代に沿った学科名変更が必要であるとしている。なお、三学科（総合ビジネス科、情報ビジネス科、国際ビジネス科）において、総合的なビジネスとして教育課程を編成し、正しい職業観やビジネスマナー・スキル等のキャリア形成力を身につけさせ、優れたスペシャリストの育成を目指したいとしている。

そのため、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する必要がある。

2 案の概要

(1) 沖縄県立高等学校管理規則第3条の別表第1の中部商業高等学校の学科の改正を行う。

3 添付資料

(1) 新旧対照表

新旧対照表

	新	旧
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)
沖縄県立 中部商業高等学校	宜野湾市我如古 中部商業高等学校	沖縄県立 中部商業高等学校 宜野湾市我如古
		総合ビジネス科 情報ビジネス科 国際ビジネス科 生涯スポーツ科